

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」と民放連意見の対照表

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p style="text-align: center;">I 基本的な考え方</p> <p>1 策定の趣旨 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）の統一的な運用を図るため、特定秘密保護法第 18 条第 1 項の規定に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（仮称）（以下「本運用基準」という。）を定める。行政機関の長を始め、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、本運用基準が定める内容に従って特定秘密保護法の運用を統一的に行うことにより、特定秘密の漏えいの防止を図るとともに、その適正を確保するものとする。なお、本運用基準における用語の定義は、特定秘密保護法又は特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）（平成 26 年政令第〇〇号。以下「施行令」という。）の定めるところによる。</p> <p>2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項 (1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重 特定秘密保護法は、第 22 条第 1 項及び第 2 項において、その適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと等を定めている。当該規定は、行政機関等における解釈適用の準則、すなわち、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者が特定秘密保護法を解釈適用するに当たって従わなくてはならない基準である。特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、当該規定の内容を十分に理解し、以下の点に留意しなければならない。</p> <p>ア 特定秘密保護法が定める各規定を拡張して解釈してはならないこと。 特に、特定秘密保護法第 3 条第 1 項、第 4 条及び別表各号については、この点により一層留意し、本運用基準Ⅱ 1、Ⅱ 4（1）、Ⅲ 1（1）等の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定するものとする。</p> <p>イ 憲法に規定する基本的人権を不当に侵害すること</p>	

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>のないようにすること。</p> <p><u>ウ</u> 出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、特定秘密保護法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守し、報道又は取材の自由に十分に配慮すること。</p> <p>(2) 公文書管理法と情報公開法の適正な運用 行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）は、公文書管理法に基づき管理され、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法第 5 条各号に掲げる不開示情報を除き、開示されることとなる。特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることは、他の行政文書と異なることはない。すなわち、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等（公文書管理法第 2 条第 6 項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。また、情報公開法に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法に基づき、行政機関の長が開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分についても、開示・不開示の決定に当たっては、情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、これらの点について十分に理解した上で、特定秘密保護法だけではなく、公文書管理法と情報公開法についても適正な運用を徹底し、国民への説明責務を全うしなければならない。</p> <p>3 特定秘密を取り扱う者等の責務 (1) 特定秘密を取り扱う者は、特定秘密保護法、施行令、本運用基準及び各種関連規程の内容を十分に理解し、これらが定める特定秘密の保護のための措置を適確に講じなければならない。 (2) 特定秘密を取り扱う者は、自身が特定秘密の漏えいの働き掛けを受ける対象となり得ることを十分に認識し、施行令第 12 条第 2 項に基づき実施される特定秘密の保護に関する教育を受講するなどして規範意識を常に高く保たなければならない。 <u>(3)</u> 特定秘密を取り扱う者は、特定秘密の漏えいの働き掛けを受けた場合又はその兆候を認めた場合には、</p>	<p>民放連意見</p> <p>「出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、特定秘密保護法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守し、報道又は取材の自由に十分に配慮すること」とあるところの「遵守すること」や「配慮の内容」を具体的に明らかにすべきである。</p> <p>特定秘密を取り扱う者が「特定秘密の漏えいの働き掛け」を受けた際に、上司等への報告等の義務を課</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>上司その他の適当な者へ報告するなど、適切に対処するものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までは、特定秘密を取り扱わなくなった者についても、同様とする。</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ 特定秘密の指定等</p> <p>1 指定の要件</p> <p>特定秘密保護法第3条第1項は、行政機関の長が指定する特定秘密について、以下の3つの要件を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること（以下「別表該当性」という。） ・公になっていない情報であること（以下「非公知性」という。） ・その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「特段の秘匿の必要性」という。） <p>行政機関の長が指定しようとする情報が、この3つの要件を満たすか否かを判断するに当たっての基準は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 別表該当性</p> <p>別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報のすべてを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。</p> <p>別表第1～4号（略）</p> <p><u>(2) 非公知性</u></p> <p>非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等</p>	<p>すこのような規定の存在自体が、取材活動や国民の知る権利に対するけん制であり、かつ、特定秘密を取り扱う者の萎縮や過剰反応を招くことは必至である。「報道に従事する者による正当な取材行為」は「秘密の漏えいの働きかけ」には当たらないこと、ならびに、「出版又は報道の業務に従事する者との接触」に関しては報告等の義務を免除することをそれぞれ明記すべきである。</p> <p>法3条は「公になっていないもの」と規定しており、当該情報が公になっていれば非公知ではないと判断すべきであるから、本記述は不当である。また、法の逐条解説についても同様である。</p> <p>同一性の認定については、認定を行政機関だけが行うのではなく、内閣保全監視委員会や内閣府独立公文書管理監が関与できるよう制度整備を行うべきで</p>

<p>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）</p>	<p>民放連意見</p>
<p>の要素を勘案して個別具体的に行うものとする。</p> <p>(3) 特段の秘匿の必要性 特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となった、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなる ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力等が滞るなど我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。 <p>(4) 特に遵守すべき事項 特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。</p> <p>ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること。</p> <p>イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならないこと。</p> <p>ウ 国民に対する政府の説明責任を不当に妨げることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。</p> <p>2 実施体制 行政機関の長は、施行令第12条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。</p> <p>(1) 施行令第4条、第7条、第8条第1項第3号、第9条第2号及び第11条第1項第3号並びに3(5)の規定による特定秘密指定管理簿への記載又は記録</p> <p>(2) 特定秘密保護法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示</p>	<p>ある。</p> <p>公益通報の通報対象事実や行政機関の法令違反の隠蔽を目的とした指定を禁じるだけでなく、諸外国の例に倣い、行政活動の非効率や過誤の隠蔽を目的とした指定も禁じるよう明記すべきである。</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>(3) 特定秘密保護法第3条第2項第2号の規定による通知</p> <p>(4) 3(6)の規定による周知</p> <p>(5) 特定秘密保護法第3条第3項の規定による同条第2項第1号に掲げる措置</p> <p>(6) 施行令第8条第1項の規定による措置及びⅢ1(2)アの規定による周知等</p> <p>(7) 施行令第9条の規定による措置及びⅢ1(3)の規定による周知</p> <p>(8) Ⅲ2(1)の規定による書面又は電磁的記録への記載又は記録</p> <p>(9) 施行令第11条第1項の規定による措置及びⅢ2(2)の規定による周知等</p> <p>(10) 施行令第12条第2項の規定による措置</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な措置</p> <p><u>3</u> 指定手続</p> <p>(1) 行政機関又は都道府県警察の職員は、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を知ったときには、直ちに当該情報が特定秘密に指定されるよう関係職員に通報するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができ、特定秘密として取り扱うことを要しない対象情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）及び当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。</p> <p>(3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(〇〇を含む。）」、「(〇〇を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報等、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第4条第3号の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年度中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年度中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。</p> <p><u>4</u> 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らか</p>	<p>行政機関等の内部には、特定秘密に指定された情報や、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を引用、要約した情報が別途存在すると考えられる。それら副次的な情報の指定の取扱いや指定業務の分掌のあり方、それらを複数の行政機関等が共有する際の取扱い等についても、特定秘密の指定を抑制する観点から明確に規定すべきである。</p> <p>存在そのものに秘匿性のある情報を特定秘密に指定しないこと、または、特定秘密に指定した情報の存在そのものは秘匿しないことを前提としているものと推察できるが、仮にそうでない場合には、その旨を明確にし、二重帳簿のような手段により管理簿の存在自体の秘匿が行われるようなことがないよう、必要な措置を規定すべきである。</p> <p>情報保全諮問会議での検討において、委員からの指摘に対して、事務局が「個別具体的に判断する必要があるため、解除条件を予め設定することは困難」である旨回答しているが、解除条件は法の適切な運用を図るうえで重要な要素であり、指理由の中で</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>にするものとする。</p> <p>(5) 特定秘密指定管理簿には、施行令第4条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約したものを記述するものとする。なお、記載事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。</p> <p>(6) 特定秘密管理者は、特定秘密の指定がされたときは、行政機関の長の命を受けて、特定秘密保護法第3条第2項第1号又は同項第2号に規定する措置を講ずるほか、当該指定をした旨並びに当該指定に係る施行令第4条第2号及び第3号に掲げる事項を当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定について特定秘密保護法第3条第2項第2号の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。</p> <p>4 指定の有効期間の設定</p> <p><u>(1)</u> 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく特定秘密の指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあつては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には2年等） ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあつては、一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等） ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあつては、当該国の指導者の任期（4年等） <p>と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。</p> <p><u>(2)</u> 行政機関の長は、現に行われている外国の政府との交渉の方針等、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、特定秘密の指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする。</p>	<p>その一端に付言するだけでは基準として全く不十分である。本基準案に解除基準に関する項目を設け、明確に規定すべきである。</p> <p>「指定の理由を見直すに当たって」とあるが、「指定の要件」と「指定の理由」の関係が判然としないので、明確に規定すべきである。そのうえで、「指定の理由を見直す場合」に「最も短い期間を定める」ことを唯一例示しているだけでは基準として全く不十分であり、指定の有効期間の設定の基準を明確に規定すべきである。</p> <p>本基準案の目的が法の統一的な運用を図ることであることからすれば、指定の有効期間の基準を定めることを行政機関等の長の努力義務としたのでは基準として全く不十分である。本基準案で規定するとともに、各行政機関の長が本基準案に従って基準を作成するに際して内閣保全監視委員会や独立公文書管理監が関与する仕組みを設けてしかるべきである。</p> <p>有効期間を、あくまで仮に、上限である5年とするのであるから、指定を解除する条件を予め明らかにすることを義務化するとともに、特定秘密指定管理簿の必要記載事項とすべきである。</p> <p>仮の有効期間を5年とする理由が、法の逐条解説が</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>5 指定に関する関係行政機関の協力 複数の行政機関が保有する文書、図画、電磁的記録又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密として指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。</p> <p>6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程 <u>(1)</u> 施行令第12条第1項に規定する規程（以下「規程」という。）には、同条各号に掲げる措置及び特定秘密の保護に関する業務の実施体制の構築その他特定秘密を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。特に、施行令第12条第1項第10号に掲げる緊急の事態に際する特定秘密文書等の廃棄について、危機管理に万全を期すため、その実施手続その他必要な事項を定めるものとする。 <u>(2)</u> 行政機関の長は、規程を定めようとするときは、あらかじめ、その案を内閣総理大臣に通知するものとする。</p> <p>Ⅲ 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等</p> <p>1 指定の有効期間の満了及び延長 <u>(1)</u> 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由を点検する。時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときには、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。特に、以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。 ア 見積り又は計画のうち、対象期間が定められているもの 当該対象期間が満了したとき イ 情報収集活動の方法又は能力 これらのものを活</p>	<p>説明するように防衛分野の事情によるのであれば、防衛分野の情報に限った規定とすべきである。</p> <p>施行令案が「運用基準で定めるところにより」としているにもかかわらず「行政機関の長が必要な事項を定める」旨しか規定していないのは不当である。本基準案において「おそれ」「緊急事態」「適当な手段がないと認められる」などについて明らかにしながら明確に基準を規定すべきである。</p> <p>規程案の作成と運用に内閣保全監視委員会や独立公文書管理監が関与する仕組みを設けてしかるべきである。</p> <p>本規定は国会での総理答弁等をふまえて有事を想定したものであると考えられるが、本規定に限らず、本基準の有事での運用について特記すべき事項が想定されるのであれば、明確に規定すべきである。</p> <p>同一の情報を異なる指定理由で延長できることを前提とした記述のように理解できるが、指定は3つの要件に従って厳格に行われるべきである。「指定の要件」と「指定の理由」の関係が判然としないので、明確に規定すべきである。</p> <p>「時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中」とあるが、特定秘密の有効期間の延長については、「特段の秘匿の必要性」だけではなく「非公知性」についても考慮することを明確に記述すべきである。</p> <p>「当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする」とあるが、「慎重に判断する」</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>用しなくなったとき ウ 暗号 当該暗号を使用しなくなったとき エ 防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法 又は施設 これらのものを使用しなくなったとき オ 外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある 情報 当該交渉が終了したとき</p> <p>(2) 指定の有効期間の満了 ア 有効期間の満了の周知等 特定秘密管理者は、指定の有効期間が満了したとき は、行政機関の長の命を受けて、施行令第8条第1項 に規定する措置を講ずるほか、当該指定の有効期間が 満了した旨を当該行政機関において当該指定に係る 情報の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の有効 期間の満了について施行令第8条第1項第2号の通 知を受けた者を除く。）に周知するとともに、当該指 定に係る情報の取扱いの業務に従事していた者が、そ の取り扱っていた特定秘密の指定の有効期間が満了 したか否かを確認することができるようにするもの とする。 イ 特定秘密の表示の抹消 施行令第8条第1項第1号の特定秘密の表示の抹消 は、特定秘密の表示に、赤色の二重線を付すことその 他これに準ずる方法によりするものとする。 ウ 有効期間の満了の表示 施行令第8条第1項第1号の有効期間の満了の表示 は、特定秘密の表示の傍らの見やすい箇所にするもの とする。 (3) 有効期間の延長の周知等 特定秘密管理者は、特定秘密の指定の有効期間が延長 されたときは、行政機関の長の命を受けて、施行令第 9条に規定する措置を講ずるほか、当該特定秘密の指 定の有効期間を延長した旨並びに延長後の当該指定</p>	<p>とは「むやみに延長しない」の意であるか、「誤って満了させてしまわないようにする」の意であるかが判然としない。「むやみに延長しない」との主旨にそって明確に規定すべきである。</p> <p>通じて30年を超える延長と60年を超える延長のそれぞれの判断基準は、それぞれに30年を超えない延長の判断基準と同等であってはならず、より厳格に規定されてしかるべきである。30年超、60年超となる延長についての法4条4項の各号についての判断基準を、別途明確に規定すべきである。また、Ⅱ1(1)の別表のいずれの事項が30年超、または60年超となりうるのかについても明確に示すべきである。</p> <p>法の逐条解説によれば、法4条4項の内閣の承認は、閣議室で当該秘密が記録した文書等を回覧する方法が予定されているが、閣議の性格上、詳細な検討が行われることは見込めない。内閣の承認を担保する承認に当たっての具体的な基準を、現時点で明確に規定すべきである。</p>

<p>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）</p>	<p>民放連意見</p>
<p>の有効期間及びその満了する年月日を当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の有効期間の延長について施行令第9条第1号の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。</p> <p>(4) 通じて30年を超えて延長する場合特定秘密保護法第4条第4項の規定により通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣が承認するか否かの判断は、当該特定秘密が、同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とし、特に慎重に行うものとする。</p> <p>2 指定の解除</p> <p><u>(1) 指定の理由の点検等</u></p> <p>行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に、当該特定秘密の指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除するものとする。</p> <p>(2) 解除の周知等</p> <p>特定秘密管理者は、特定秘密の指定が解除されたときには、行政機関の長の命を受けて、施行令第11条第1項に規定する措置を講ずるほか、当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日を当該行政機関において当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の解除について施行令第11条第1項第2号の通知を受けた者を除く。）に周知するとともに、当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定が解除されたか否かを確認することができるようにするものとする。</p> <p>(3) 特定秘密の表示の抹消</p> <p>施行令第11条第1項第1号の特定秘密の表示の抹消は、1(2)イの要領によりするものとする。</p> <p>(4) 指定の解除の表示</p> <p>施行令第11条第1項第1号の指定の解除の表示は、特定秘密の表示の傍らの見やすい箇所にするものとする。</p> <p>3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い</p> <p><u>(1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密</u></p> <p>行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行</p>	<p>II 3 (4)で解除条件の一例について付言しているが、解除基準に関する項目を設け、指定を解除し公表することによる公益性との関係などについても言及し、明確に規定すべきである。</p> <p>特定秘密を記録した行政文書であって、行政文書の保存期間よりも特定秘密の指定期間が長く、かつ歴史公文書であるものについて、それを国立公文書館に移管するまでの間の行政機関等の内部における管</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条第1項の規定に関わらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。</p> <p>(2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密 ア 行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないもの（例えば、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書）については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。</p> <p>イ 行政機関の長は、アの行政文書のうち、指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密を記録するものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断するものとする。</p> <p>II 5（再掲） 指定に関する関係行政機関の協力 複数の行政機関が保有する文書、図画、電磁的記録又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密として指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。</p> <p>6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程 (1) 施行令第12条第1項に規定する規程（以下「規程」という。）には、同条各号に掲げる措置及び特定秘密の保護に関する業務の実施体制の構築その他特定秘密を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。特に、施行令第12条第1項第10号に掲げる緊急の事態に際する特定秘密文書等の廃棄について、危機管理に万全を期すため、その実施手続その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(2) 行政機関の長は、規程を定めようとするときは、あらかじめ、その案を内閣総理大臣に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">IV 適性評価の実施</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>理措置の内容を、明確に規定すべきである。</p> <p>指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密を記録した文書の廃棄に際しては、独立公文書管理監が審査を行う仕組みを規定すべきである。</p>

<p>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）</p>	<p>民放連意見</p>
<p>V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等</p> <p>1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力</p> <p>(1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。</p> <p><u>(2)</u> 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会（仮称）を設置する。内閣保全監視委員会（仮称）の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会（仮称）の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。</p> <p>(3) 内閣府は、内閣官房とは別の立場から、いずれの行政機関にも偏ることなく判断することの重要性を十分に認識し、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。4(1)ア(オ)及び(カ)において同じ。）のうち特定秘密である情報を記録するもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）の管理の適正の確保に関する事務を行う。</p> <p>(4) 行政機関は、(1)及び(3)に定める事務に関し、内閣官房及び内閣府にそれぞれ協力するものとする。</p> <p><u>2</u> 内閣総理大臣による指揮監督</p> <p>内閣保全監視委員会（仮称）は、内閣総理大臣が特定秘密保護法第18条第4項に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、行政各部を指揮監督するに当たり、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求めることができ、必要があると認めるときは是正を求めるものとする。</p> <p>3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正</p> <p>(1) 内閣府独立公文書管理監（仮称）による検証・監察・是正</p> <p>ア 内閣府独立公文書管理監（仮称）（内閣府独立公文書管理監（仮称）が指定する内閣府の職員（参考）を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除</p>	<p>内閣保全監視委員会（仮称）の庶務を内閣官房内閣情報調査室において処理することは、特定秘密の指定・解除を行う者が「監視」を行うことになるので、当事者性を可能な限り減じた別の組織に行わせるべきである。</p> <p>内閣保全監視委員会の権能については、法の逐条解説で「特定秘密の指定・解除等について、内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織」と説明されているが、判然としない。委員会の権限や内閣総理大臣との分掌について、明確に規定すべきである。</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。</p> <p>（参考）内閣府訓令で内閣府に情報保全監察室（仮称）を設置し、その室員を指定することを検討していません。</p> <p>イ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる。</p> <p>ウ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。</p> <p>（2）行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等</p> <p>ア 行政機関の長は、(1)アに定める検証及び監察の実施に資するため、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（7）特定秘密を指定し、施行令第4条に基づき特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したとき、又は、特定秘密の指定の有効期間を延長し、若しくは指定を解除し、施行令第9条第2号若しくは第11条第1項第3号に基づき、それぞれ特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したときは、速やかに、内閣府独立公文書管理監（仮称）に、当該指定に関する特定秘密指定管理簿の写しを提出すること。</p> <p>（4）特定行政文書ファイル等の管理について、毎年1回、次に掲げる事項その他の特定行政文書ファイル等の管理に資する事項を、内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告すること。</p> <p>a 特定行政文書ファイル等の名称 b 特定行政文書ファイル等の保存場所 c 特定行政文書ファイル等の保存期間 d 特定行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置</p> <p>（ウ）特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと行政機関の長が認めた場合には、速やかに内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告すること。</p> <p>イ 行政機関の長は、(1)イによる求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内</p>	<p>内閣府独立公文書管理監への報告事項が a、b、c、d の4項目だけであると、内閣府独立公文書管理監にはどの特定秘密がどのファイルに記録されているのかが全く分からない。特定秘密の指定の整理番号、特定秘密を指定した年月日、満了年限などを、特定行政文書ファイルの必須の記載事項とするよう規定すべきである。</p> <p>内閣府独立公文書管理監が特定秘密の提供を受ける根拠を10条1項に求めざるを得ないこと自体が、</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。</p> <p>ウ 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(1)イによる求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に疎明しなければならない。</p> <p>エ 行政機関の長は、(1)ウの求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。</p> <p>4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報</p> <p>(1) 通報の処理の枠組み</p> <p>内閣府独立公文書管理監（仮称）及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。</p> <p>(2) 通報の処理</p> <p>ア 行政機関に対する通報</p> <p>(7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(イ) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。</p>	<p>法の問題の一端を示している。行政機関の長が求めに応じないことがあることや、求めに応じない場合に疎明すべきことが「著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないこと」であることも含めて、内閣府独立公文書管理監の権能が、特定行政文書ファイル等の監察にとどまっていることは不十分である。</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>(ウ) 行政機関の長は、調査を行う場合は、遅滞なく必要な調査を行うものとする。</p> <p>(エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(オ) 行政機関の長は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。</p> <p>(カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。</p> <p>イ 内閣府独立公文書管理監（仮称）に対する通報</p> <p>(7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監（仮称）の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(イ) (7)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>a ア(7)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>b ア(7)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>(ウ) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報を受理した場合、遅滞なく必要な調査を行うものとする。</p> <p>(エ) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監（仮称）は、必要があると認めるときは、(イ)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。</p> <p><u>(オ)</u> 行政機関の長は、(エ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第 10 条第 1 項の規定に基づき、内閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。</p>	<p>内閣府独立公文書管理監が特定秘密の提供を受ける根拠を 10 条 1 項に求めざるを得ないこと自体が、法の問題の一端を示している。行政機関の長が求めに応じないことがあることや、求めに応じない場合に疎明すべきことが「著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないこと」であることも含めて、内</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>(カ) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(イ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に疎明しなければならない。</p> <p>(キ) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。</p> <p>(ク) 行政機関の長は、(キ)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。</p> <p>(ケ) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。</p> <p>(3) 通報者の保護等</p> <p>ア 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。</p> <p>イ 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業者である場合にあっては、当該適合事業者を含む。ウ前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>ウ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った職員があるときは、当該不利益な取扱い等を取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。</p> <p>エ 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報の処理に係る記録を作成し、適切な保存期間を定めた上で、当該記録を関係資料とともに適切な方法で管理しなければならない。</p>	<p>閣府独立公文書管理監の権能が、特定行政文書ファイル等の監察にとどまっていることは不十分である。</p>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）	民放連意見
<p>5 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者及び国会への報告</p> <p>(1) 内閣総理大臣への報告等</p> <p>ア 行政機関の長は、毎年 1 回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会（仮称）に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。</p> <p>(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去 1 年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ 1 (1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。）</p> <p>(イ) 過去 1 年に特定秘密の指定の有効期間の延長をした件数</p> <p>(ウ) 過去 1 年に特定秘密の指定を解除した件数</p> <p>(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に国立公文書館等に移管した件数</p> <p>(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に廃棄した件数</p> <p>(カ) 過去 1 年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数</p> <p>(キ) 過去 1 年に処理した 4 (2) ア (ア) の通報の件数</p> <p>(ク) 過去 1 年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。）</p> <p>(ケ) 過去 1 年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第 3 項の同意をしなかった件数</p> <p>(コ) 過去 1 年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数</p> <p>(サ) 過去 1 年に行った適性評価に関する改善事例</p> <p>(シ) その他参考となる事項</p> <p>イ 内閣保全監視委員会（仮称）は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。</p> <p>ウ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、内閣保全監視委員会（仮称）に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べるすることができる。</p> <p>エ 内閣保全監視委員会（仮称）は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。</p> <p>オ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公</p>	<p>①(ア)～(シ)に加えて「指定期間別の特定秘密の指定件数」と紛失した「特定行政文書ファイル」の件数、②(ウ)については有効期間の満了と有効期間内の解除別の件数、③(キ)についてはその処理状況を併せて、それぞれ公表すべきである。</p>

<p>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）</p>	<p>民放連意見</p>
<p>文書管理監（仮称）及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。</p> <p>(2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告 内閣総理大臣は、毎年 1 回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者に報告し、その意見を聴かななければならない。</p> <p>(3) 国会への報告及び公表 ア 内閣総理大臣は、毎年 1 回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。 イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。</p> <p>6 その他の遵守すべき事項 (1) 2、3 (1)イ、4 (2)イ(エ)又は 5 (1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会（仮称）又は内閣府独立公文書管理監（仮称）は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 内閣保全監視委員会（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。</p> <p>(3) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>VI</u> 本運用基準の見直し</p> <p>政府は、特定秘密保護法の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、本運用基準について見直しを行うものとする。</p>	<p>「必要に応じて見直す」のは当然のこととし、法の施行後 3 年を経過したところで見直すこととすることを明記すべきである。</p>